

平成 29 年 3 月 31 日

関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局

関西イノベーション国際戦略総合特区
区域の変更(追加)および特区計画(第 18 回)認定にかかる新計画の認定について

関西では、「総合特別区域法」が平成 22 年 8 月に施行されたことを受け、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市および神戸市の 6 府県市が国に共同申請を行い、平成 23 年 12 月、関西の 9 地区※が「関西イノベーション国際戦略総合特区」として指定されました。

※京都市内地区、けいはんな学研都市地区、北大阪地区、大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区、神戸医療産業都市地区、播磨科学公園都市地区、関西国際空港地区、阪神港地区

現在、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の特区計画に基づき、関西が高いポテンシャルを持つライフ分野およびグリーン分野において、51 プロジェクト・92 案件の事業が認定され、各種規制の緩和に加え、税制・財政・金融上の支援措置を受けながら事業が進められています。

関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局は平成 29 年 2 月、国に対して、区域の変更申請を行うとともに、既に認定を受けているプロジェクトを継続的に支援するため、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の新計画の申請を行いました。3 月 27 日(月)付で、北大阪地区およびけいはんな学研都市地区において新たに 2 区域が追加されるとともに、新計画が認定されましたので、お知らせします。

・ これまでに指定された区域	面積	約 6, 4 9 6 ha
・ 今回追加された 2 区域	面積	約 8 ha
	↓	
	合 計	約 6, 5 0 4 ha

【添付資料】

- ・ (別紙 1) 関西イノベーション国際戦略総合特区 区域変更(追加)・新計画認定
- ・ (別紙 2) 関西イノベーション国際戦略総合特区 変更(追加)区域一覧
- ・ (参考) 関西イノベーション国際戦略総合特区について

以上

[本件に関する問合せ先]

関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局 石川・露本
TEL : 06-6443-7530

「関西イノベーション国際戦略総合特区」は、関西6自治体(京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市)で国に共同申請し、平成23年12月に地域指定を受け、平成28年度が計画の最終年度となっていることから、以降の計画について、平成29年3月27日付けで国の認定を受けた。

国際戦略総合特区とは

- ・「国際戦略総合特区」とは、わが国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成に向け、総合的に支援を受けることができる制度。
- ・総合特区では、イノベーション創出に向けた各種規制の緩和に加え、税制・財政・金融上の支援措置が設けられている。

特区事業の進捗状況

51認定プロジェクト92案件

規制の特例措置

- ・特区内での規制緩和が実現した案件 **2案件**
 - ・関空における薬監証明手続きの電子化
 - ・旧「私のしごと館」に関する国有財産法等の特例

税制優遇

- ・設備投資による法人税の軽減 **44案件** (ライフ:33件、グリーン:9件、共通:2件)

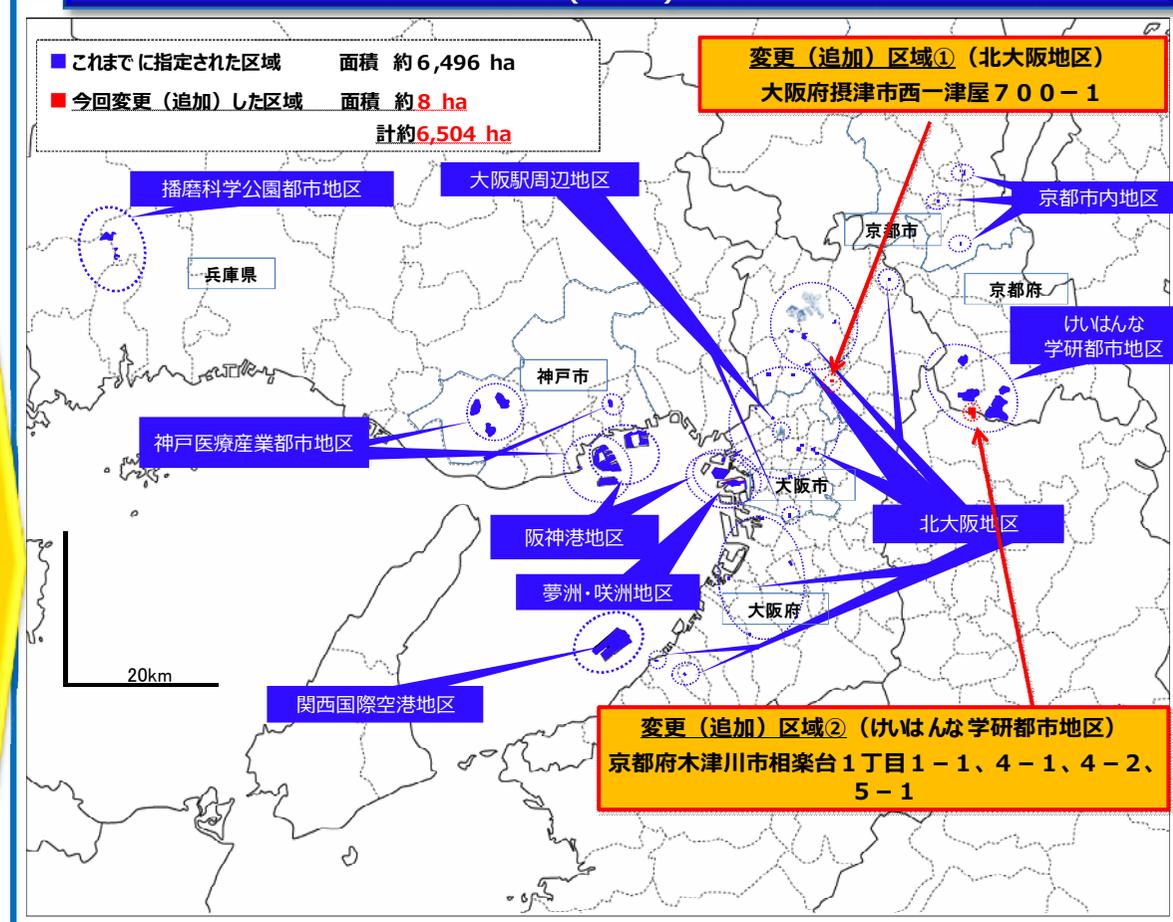
財政支援

- ・PMDA-WEST機能の整備を支援等 **34案件** (ライフ:26件、グリーン:5件、共通:3件)

金融支援

- ・利子補給金制度の活用 **12案件** (ライフ:8件、グリーン:3件、共通:1件)

変更(追加)区域



新計画の概要

1. 計画期間：平成29年度から平成33年度の5年間
2. 事業内容：既認定プロジェクトの継続
3. 評価指標の追加
 - 〈ライフ分野〉製薬企業の研究開発費
 - 〈グリーン分野〉スマートコミュニティ関連指標、イノベーション拠点のプロジェクト

※計画書の詳細については、関西イノベーション国際戦略総合特区のホームページ (<http://kansai-tokku.jp/>)よりご確認ください。

関西イノベーション国際戦略総合特区 変更(追加)区域一覧

No.	地区	変更(追加)する区域の範囲	変更(追加)する区域の概要	実施事業の概要	特区事業の推進効果
①	北大阪	大阪府摂津市西一津屋 700-1 【ダイキン工業(株)テクノロジー・イノベーションセンター内】	グリーン分野(省エネ・環境技術)、医療・ヘルスケア分野への応用も含めた、オープンイノベーションの実現を目指す拠点	ヒートポンプ・インバータ・フッ素化学技術、材料応用・加工技術、シミュレーション・解析技術、フッ素複合・合成技術、生産システム革新技術、情報通信技術、センシング技術、ナノテクノロジー、ライフサイエンス技術を連携・融合させることにより新規事業の創出する。	産学官連携によるオープンイノベーションの仕組みの整備が進むことで、今後より一層の需要が高まるであろう、省エネ・環境技術や研究開発が促進される。また、多様な産業・製品技術の最適な組み合わせにより、国際競争力の強化に寄与する。
②	けいはんな学研都市	京都府木津川市相楽台1丁目 1-1、4-1、4-2、5-1 【高の原駅前再開発エリア】	高の原駅前再開発エリアであり、けいはんな学研都市におけるスマコミ構想実現に向けた中核拠点	氷蓄熱システムの余剰熱を活用した熱融通、商業施設CGS(コージェネレーションシステム)による集合住宅への非常時電力融通等の面的エネルギー融通について実証・実装及び情報プラットフォーム利用に係る実証を行う。	エネルギーの面的融通と情報プラットフォームの構築という革新的な取組を行うことにより、国内の電力需給に寄与するのみならずエネルギーシステムのパッケージ化による国際市場への展開が期待される。また、多様な産業・製品技術の最適な組み合わせにより、国際競争力の強化に寄与する。

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限
活用した地域活性化の
取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

○国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

○地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を結集

(3)財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完

(4)金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設

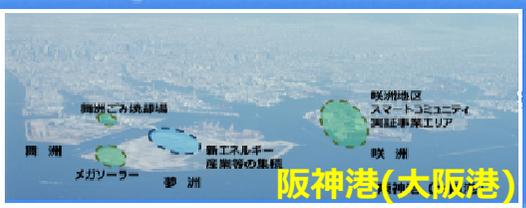
関西イノベーション国際戦略総合特区について

○総合特区法に基づきH23年12月に指定
 ○関西イノベ特区は9地区で構成

播磨科学公園都市地区



神戸医療産業都市地区



京都市内地区



けいはんな学研都市地区

北大阪地区

大阪駅周辺地区

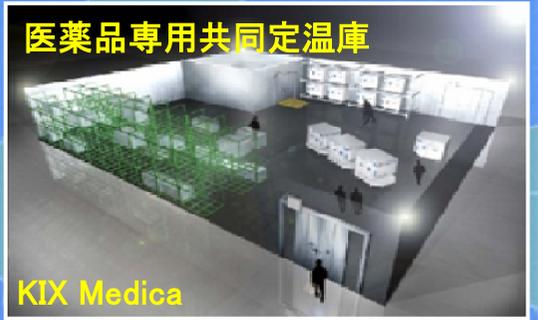
阪神港地区

夢洲・咲洲地区

うめきた(グランフロント大阪)



関西国際空港地区



ライフ分野

- 医薬品
- 医療機器
- 先端医療技術
- 先制医療

グリーン分野

- バッテリー
- スマートコミュニティ